

# 仲卸業者（鉢物）の募集概要

## 業務内容

株式会社大阪鶴見フラワーセンター（以下「開設者」という。）が大阪鶴見花き地方卸売市場内に設置する店舗において、市場の卸売業者から卸売を受けた花き等を仕分けし、又は調整して販売する業務。

## 募集区画

鉢物店舗 1区画（店舗番号14番）

店舗面積 48㎡

## 申込方法及び受付期間

- (1) 期間 平成29年8月9日（水）から8月30日（水）まで  
（木曜日、日曜日、及び 8月15日(火)、8月16日(水)、を除く）
  - (2) 時間 午前9時から午後3時まで
  - (3) 場所 開設者事務所（〒538-0031 大阪市鶴見区茨田大宮2丁目7番70号）  
電話 06-6913-4187
- ・ お申し込みは、所定の承認申請書に必要書類を添えて開設者事務所までご持参下さい。  
（郵送による申込みは受け付けません。）
  - ・ 承認申請書等所定の用紙及び募集要領については、開設者事務所において配布します。  
ホームページ（<http://www.tsurumi-wfm.jp>）からもダウンロードできます。

## 申込み資格

- (1) 市場取引業務の適正化、健全化に努める等公共的使命の達成についての自覚を持っている者。かつ新規市場開発の行動力・独創性に富んだ販売システムの開発・新商品の発掘・情報収集発信等斬新な営業活動に意欲を持つ者。
- (2) 法人であること。又は、入場までに法人の登記が出来ること。
- (3) 当市場において仲卸業務に従事する役員又は従業員の人数が相当数以上であること。
- (4) (3)に記載する役員又は従業員の内1名以上は花きの卸売、仲卸又は小売の業務を5年以上経験しており、現在もその業務に従事していること。
- (5) 申請日前2ヵ年において、相当数以上の花き取扱高の実績があること。又は入場後、当市場での取扱額が相当数以上見込めること。
- (6) 買受代金及び取引に係る保証金の支払いについて、卸売業者との間で契約が出来ること。
- (7) 仲卸以外の市場内業種（例えば関連資材店、食堂その他）と併せての入場でないこと。
- (8) その他別途「仲卸業者募集要領」に定める要件を満たす者。

## 入場業者の審査及び決定

開設者において書類審査の上、入場後の営業展開についての構想と実現のプロセス、人的配置等についての聴聞、面接等の選考審査を行い、入場業者を決定します。その後、開設者と店舗賃貸借契約をすることになります。（使用料等については、仲卸業者募集要領に記載しています。）

以上

開設者：株式会社大阪鶴見フラワーセンター

## 仲卸業者募集要領

大阪鶴見花き地方卸売市場（以下「市場」という。）において、仲卸業務を行う事業者を次の要領で募集します。

### 1 業務の内容

株式会社大阪鶴見フラワーセンター（以下「開設者」という。）が市場内に設置する店舗において、市場の卸売業者から卸売を受けた花き等を仕分けし、または調製して販売する業務。

### 2 募集区画

鉢物店舗 1区画（店舗番号14番）

店舗面積 48㎡

### 3 承認申請書(募集応募)の受付期間および場所等

(4) 期間 平成29年8月9日（水）から8月30日（水）まで

（木曜日、日曜日、及び 8月15日(火)、8月16日(水)、を除く）

(5) 時間 午前9時から午後3時まで

(6) 場所 開設者事務所（〒538-0031 大阪市鶴見区茨田大宮2丁目7番70号）

電話 06-6913-4187

※ 郵送による申請（応募）は受付しません。必ずご持参下さい。

### 4 承認申請手続き書類

#### ・仲卸業者承認申請書

[添付書類]

- ① 定款
- ② 商業登記簿謄本
- ③ 貸借対照表・損益計算書・科目内訳書・法人税申告書（直近3期分）
- ④ 売上高等取扱い実績調書（直近3期分）
- ⑤ 資産調書
- ⑥ 事業税納税証明書
- ⑦ 事業計画書（入場後2年間におけるもの）
- ⑧ 株主の住所、氏名及びその持株数を記載した書類
- ⑨ 代表者及び常勤役員の履歴書
- ⑩ 役員及び従業員名簿
- ⑪ 誓約書
- ⑫ 印鑑証明書
- ⑬ その他開設者が必要と認める書類

※ 提出された書類は、返却致しません。

## 5 入場資格要件

次に掲げるすべての要件を満たさない場合は、申請できません。

- (1) 市場取引業務の適正化、健全化に努める等公共的使命の達成についての自覚を持っている者。かつ新規市場開発の行動力・独創性に富んだ販売システムの開発・新商品の発掘・情報収集発信等、斬新な営業活動に意欲をもつ者。
- (2) 法人であること。又は、入場時までには法人の登記が出来ること。
- (3) 当市場において仲卸業務に従事する役員又は従業員の人数が相当数以上であること。
- (4) (3)に記載する役員又は従業員の内1名以上は、花きの卸売、仲卸又は小売の業務を5年以上経験しており、現在もその業務に従事していること。
- (5) 申請日前2ヵ年において相当数以上の花き取扱額の実績があること。又は、入場後、当市場での取扱額が相当数以上見込めること。
- (6) 買受代金及び取引に係る保証金の支払いについて、卸売業者との間で契約ができること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 業務を遂行する役員が次に掲げる事項の一つに該当しないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者。
  - イ 禁固以上の刑に処せられた者又は卸売市場法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行が終わり又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団もしくは暴力団に関するものでないこと。また、公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある反社会的勢力の団体でないこと。
- (10) 申請者が、仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験若しくは資力信用を有しない者でないこと、又は売買取引の適正かつ健全な運営に支障があると認められる者でないこと。
- (11) 仲卸以外の市場内業種（例えば関連資材店、食堂その他）と併せての入場でないこと。

## 6 入場者の内定及び仲卸業務許可承認

- (1) 書類審査の上、入場後の営業展開についての構想と実現のプロセス人的配置等について聴聞及び面接等の選考審査を行い、適切と認めた者を入場内定者と決定し、申請者に通知します。なお、内定にあたっては、必要な条件を附することがあります。

また、申請書及び添付書類等に虚偽の記載があった時、提出された誓約書に違反した時、開設者の指定する期日までに保証金の納付又は出資手続きがなされない時は、内定を取り消します。

(2) 上記の内定通知後、開設者の指示するところにより、保証金の納付及び出資手続等を済ませていただきます。その後、当市場業務規程に基づく入場許可の承認を行うとともに開設者との店舗賃貸借契約を締結していただきます。(その際、連帯保証人には代表者個人になっていただきます。)

なお、契約締結時には実印(代表者及び連帯保証人)と印鑑証明書(連帯保証人)が必要となりますので、あらかじめ、ご用意下さい。

## 7 使用料、保証金および出資金

(1) 使用料 月額 226,000 円 (但し、平成 32 年 3 月 31 日までは 192,100 円とする)

(2) 共益費 月額 24,000 円

(3) 保証金 2,000,000 円

(4) 出資 額面 5 万円の株式 100 株 開設者の株式の譲り受け (但し株券未発行)

## 8 設備

店舗は、現状有姿にて賃貸します。なお、空調設備については、前仲卸業者からの譲受けとなります。また、賃貸する店舗内の業務上必要な施設(看板等を含む。)及び電気、上下水道、電話等の工事は、店舗賃貸契約締結後、事前に工事内容、図面などを開設者に提出して書面の承認を得て、自己の負担で実施していただきます。

## 9 その他

(1) 内定通知後の諸手続きについては、内定時に説明します。

(2) 業務上及び施設使用上において、卸売市場法、業務規程その他の関係法令により各種の規制を受けます。

(3) 電気、上下水道の使用料の負担義務があります。

(4) 駐車場

- ・ 指定場所あり (2 台まで利用可)

- ・ 駐車料 10,000 円/台・月

- ・ 車庫証明の手続きが可能

- ・ 指定場所なし

- ・ 駐車料 5,000 円/台・月

## 仲卸業者承認申請書

年 月 日

株式会社 大阪鶴見フラワーセンター  
代表取締役社長 博多 一恭 様

(所在地)

(名称)

(代表者名)

大阪鶴見花き地方卸売市場業務規程第16条第1項の規定により仲卸業者の承認を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

記

称 号

主たる取扱品目

市場における1年  
間の買受見込額

資本又は出資額

役員の氏名

売上等取扱い実績調書(直近3期分)

(単位:千円)

	仕入高	売上額 D	売上損益 E	粗利益率 E/D
当期計 A				
前期計 B				
前々期計 C				
前期との対比 A/B				
前々期との対比 A/C				

# 資 産 調 書

平成 年 月 日現在

会社名

⑩

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
土 地		借 入 金 ※	
建 物		買 掛 金 ※	
造作・什器備品		未 払 金	
車 両 運 搬 具			
銀 行 預 金			
有 価 証 券			
売 掛 金 ※			
前 払 金			
買 付 金			
敷金・保証金			
会 員 権			
合 計		合 計	

※「売掛金・借入金・買掛金」については、別紙資産調書（附表）を添付してください。





# 事業計画書

会社名 \_\_\_\_\_ ㊞

1 基本経営方針		
2 事業計画	初年度	2年度
(1) 売上予定金額		
内訳 花 き		
(2) 売上予定利益		
(3) 売上予定金額		
内訳 人 件 費		
営業経費		
その他経費		
(4) 純利益		
(5) その他		
資本金等		
役員数(うち常勤役員)		
従業員数		
(6) 備考		

※ 「貴社の大阪鶴見花き地方卸売市場入場に対する営業展開構想のアピールポイントについて、具体的取り組みの記述」については、別紙事業計画書（付表）を添付してください。

# 事業計画書（付表）

会社名\_\_\_\_\_

□ 貴社の大阪鶴見花き地方卸売市場入場に対する営業展開構想のアピールポイントについて、具体的取り組みについてご記述願います。

【 参考記述項目  
・これからの営業戦略・新規市場の開発・販売システム・情報収集発信・人的配置  
・その他営業展開構想のアピールポイントについて特記すべきことなど  
】



# 履 歴 書

氏 名 (印)

生 年 月 日 大・昭・平 年 月 日

本 籍 地 (都道府県のみ記入)

現 住 所 〒

## 1. 主な職歴 (直近のものから記入してください)

年 月	就 職 先	役 職 名	主たる職務内容

## 2. 賞 罰

# 役員及び従業員名簿

会社名 \_\_\_\_\_

## 1. 役員の一部

役職名	常勤・ 非常勤の別	氏名	生年月日	住所	電話	業務経験 年数

## 2. 従業員の別

氏名	生年月日	住所	電話	業務経験 年数

※業務経験年数とは、花の卸・問屋又は小売りの業務に従事した年数をいう。

# 誓約書

平成 年 月 日

株式会社 大阪鶴見フラワーセンター 殿

住所

名称

代表者名

印

仲卸業者として承認申請するにあたり、募集要領の規定に従うとともに、関係諸法令を遵守し、誠実に業務を遂行いたします。

万一、これらに違反し、又はその他の指示に対して、不都合な行為があった時は、承認を取り消されても異議はありません。

以上、誓約いたします。